

神奈川県「特別自治市構想等大都市制度に関する研究会」での「主な論点」に係る参考資料

1 指定都市制度に関する課題認識について

(1) 二重行政

第30次地方制度調査会

「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」(平成25年6月25日)抜粋

第2 現行の大都市等に係る制度の見直し

1 指定都市制度

(1) 指定都市制度の現状

② 効率的・効果的な行政体制の整備

この間、指定都市と都道府県との実際の行政運営の中で、いわゆる「二重行政」の問題が顕在化している。大都市における効率的・効果的な行政体制の整備のためには、この「二重行政」の解消を図ることが必要である。

もとより「二重行政」は、必ずしも指定都市と都道府県の間固有の課題ではないが、指定都市の規模・能力が高く、都道府県庁所在地であることも多いこと等から、特に指定都市と都道府県の間で深刻化してきたものと考えられる。

「二重行政」を解消するためには、指定都市の存する区域においてはできる限り同種の事務を処理する主体を一元化するとともに、事務処理に際しての指定都市と都道府県との間の調整のあり方を検討することが必要である。

※下線は、横浜市にて記載

第30次地方制度調査会14回専門小委員会資料(平成24年6月18日)

広域自治体と基礎自治体の「二重行政」について

- ・大都市制度の課題として指摘される「二重行政」として、以下のような類型の事務をどう考えるか。
 - ①重複型：任意事務で広域自治体と基礎自治体双方が実施しているものや、法定事務で双方に義務や努力義務が課されているもの
 - ②分担型：同一・類似事務について広域自治体・基礎自治体が事業規模等により役割分担をしているもの
 - ③関与型：基礎自治体が行う事務について広域自治体の関与が存在するもの
- ・①②③は、必ずしも大都市固有、指定都市・道府県間固有の課題とは言えないが、道府県から指定都市への権限移譲が進んでいることに加え、指定都市の規模能力が高く、道府県庁所在地であることが多いこと等から、特に指定都市と道府県の間で課題が顕在化している場合があるのではないかと。

分類	概要	具体例（指定都市と道府県に係るもの等）				
①重複型 ※任意事務に多い						
ハード重複型	広域自治体と基礎自治体が、ともに同一の公共施設を整備している状況	<ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅の整備 ・図書館・博物館の整備 ・体育館・プールの整備 				
ソフト重複型	広域自治体と基礎自治体が、ともに同一施策を実施している状況	<table border="1"> <tr> <td>助成等</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業支援 ・商店街振興 </td> </tr> <tr> <td>制度づくり等</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策 ・環境教育 ・男女共同参画 </td> </tr> </table>	助成等	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業支援 ・商店街振興 	制度づくり等	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策 ・環境教育 ・男女共同参画
助成等	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業支援 ・商店街振興 					
制度づくり等	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策 ・環境教育 ・男女共同参画 					
※以下、法定事務に多い						
②分担型	同一又は類似した行政分野において、事業規模等により広域自治体と基礎自治体との間で事務・権限が分かれており、一体的な行政運営ができない状況	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画決定（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、空港・上下水道等の都市施設等に係るものは道府県、それ以外は指定都市） ・一級河川（指定区間）・二級河川の管理（一部の指定区間のみ指定都市、それ以外は道府県） ・県費負担教職員（給与負担・定数決定等（道府県）と任免・給与決定等（指定都市）） ・病院の開設許可（道府県）と診療所・薬局の開設許可（保健所設置市） 				
③関与型	基礎自治体の事務処理に当たり広域自治体の関与等がある状況	<ul style="list-style-type: none"> ・知事による農地転用許可（4ha以下）に係る市農業委員会（申請を受理し、意見付して送付）と道府県農業会議（知事が意見を聴取）の事務 ・指定都市立高等学校の設置・廃止等に係る道府県教育委員会の認可 				

指定都市都道府県調整会議（地方自治法第252条の21の2）

指定都市都道府県調整会議

目的

- 指定都市と都道府県の二重行政の問題を解消し、事務処理を調整するための協議の場（改正法の施行により、いわば自動的に設置されていることになるもの）

協議事項

- 指定都市又は都道府県は、二重行政を防止するために必要であると認めるときは、調整会議における協議を求めることができる。

→ 指定都市又は都道府県は、協議を求められれば、応じなければならない。

【例】

- ・ 公共施設の整備（都市部に不足する介護老人福祉施設の整備など）
- ・ 同一の施策の調整（圏域の成長のための産業政策や中小企業支援策など）
- ・ 類似した行政分野の調整（ゲリラ豪雨対策としての河川整備と下水道整備など）

指定都市都道府県調整会議



指定都市の市長



都道府県知事

【構成員として追加可能な者】

- ・ 他の執行機関の代表者
- ・ 職員
- ・ 議会を代表する者として議会が選任した者
- ・ 学識経験者

協議を調えるために必要と認めるとき
総務大臣の勧告を求める申出が可能

総務大臣の勧告

（指定都市都道府県勧告調整委員
及び各省の意見を聴く）

「横浜市神奈川県調整会議」(平成28年4月設置)について

【第1回】平成29年3月30日

パスポートの発給申請の受理等の事務移譲に向けて検討を開始することを合意

(その後の市・県間での協議の結果、県条例の事務処理の特例により、横浜市への移譲が実現(県条例は平成31年3月改正、令和元年10月31日施行))

【第2回】令和2年11月16日(川崎市と合同開催)

「コンビナート地域の安全対策」について、高圧ガス保安法に基づく許認可権限の移譲を前提に、一層の連携・協力を推進することを合意するとともに、「急傾斜地崩壊対策事業」の移譲について、協議を進めていくことを確認

神奈川県から横浜市への事務権限の移譲について

1 県から市に移譲された主な事務権限

(1) 法改正による事務権限の移譲

<移譲事例>

- 大規模災害時の応急救助の実施(平成31年4月)
- 県費負担教職員の給与等の負担・定数の決定、学級編制基準の決定(平成29年4月)
- 農地転用の許可(平成28年4月 ※横浜市は平成28年11月から運用開始)
- 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)に関する都市計画の決定(平成27年6月) など

(2) 条例による事務処理の特例を活用した事務権限の移譲

平成12年の地方自治法の改正により創設された仕組みで、法改正することなく、県条例に基づき、県知事の権限に属する事務の一部を、市が処理することができる。(県市間で移譲に合意することが前提)

<移譲事例>

- 一般旅券(パスポート)の発給申請の受理等(令和元年10月)
※令和元年10月31日から、横浜市での発給事務を開始
- 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定(平成27年4月)
※法改正を受け、平成30年4からはすべての指定都市に移譲
- 医療法人の設立認可(平成10年4月) など

2 県から市に移譲されていない主な事務権限

(1)子育て支援分野

私立幼稚園の設置認可権限 など

(2)都市計画・土木分野

急傾斜地崩壊危険区域の指定権限
一級河川(指定区間)・二級河川の管理権限
都市計画事業の認可権限 など

(3)福祉・保健・衛生分野

医療計画の策定権限 など

(4)安全・市民生活分野

高圧ガスの製造等の許可等権限
(特定製造事業所又はコンビナート地域に所在する事業所に係る)
液化石油ガス充てん設備の許可等権限 など

※経済産業省事務連絡において、省としての移譲方針が示されている。

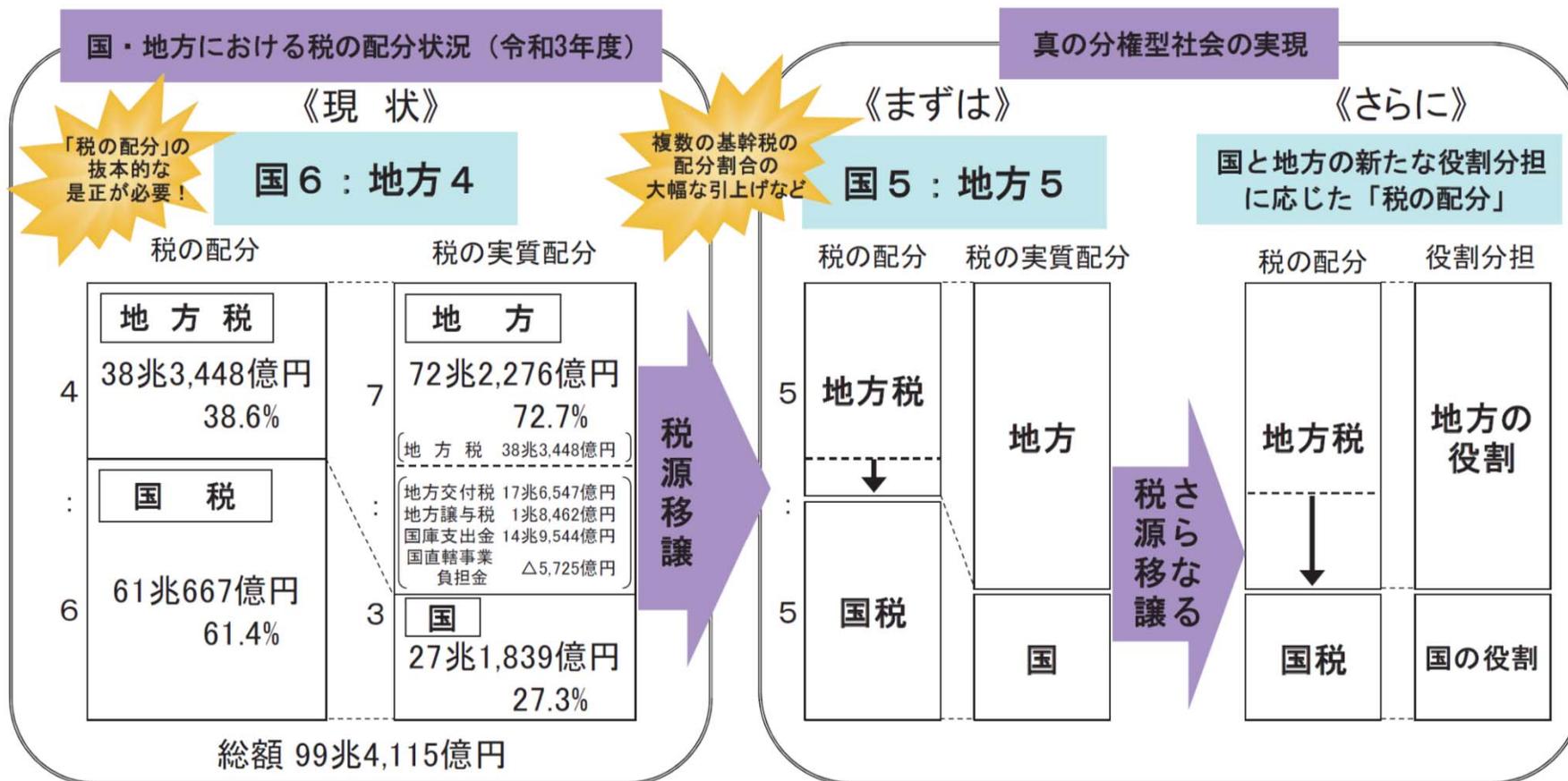
(2) 税制上の不十分な措置

○昭和38年から、「大都市財政の現状と財源の拡充強化についての要望」（青本）により、また、昭和48年から「国の施策及び予算に関する提案」（白本）により、指定都市の税財政の拡充を国に要望している。

「令和4年度 国の施策及び予算に関する提案」 (通称 白本) 抜粋

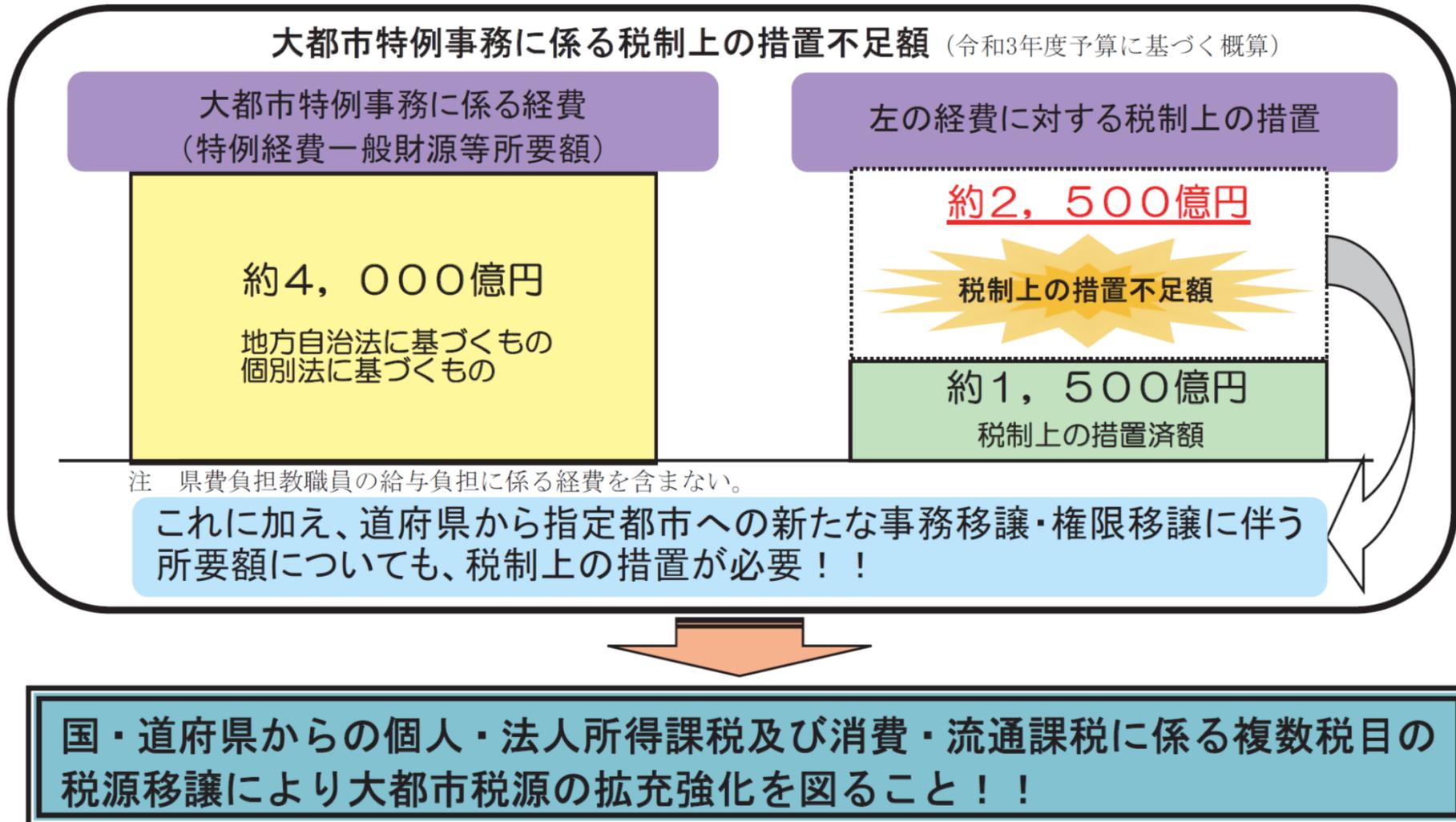
○真の分権型社会の実現のための国・地方間の税源配分の是正

国・地方間の税源配分の是正



注 地方法人税の拡大及び特別法人事業税の創設の影響により、地方と国との税の配分格差が拡大した。

○大都市税源の拡充強化

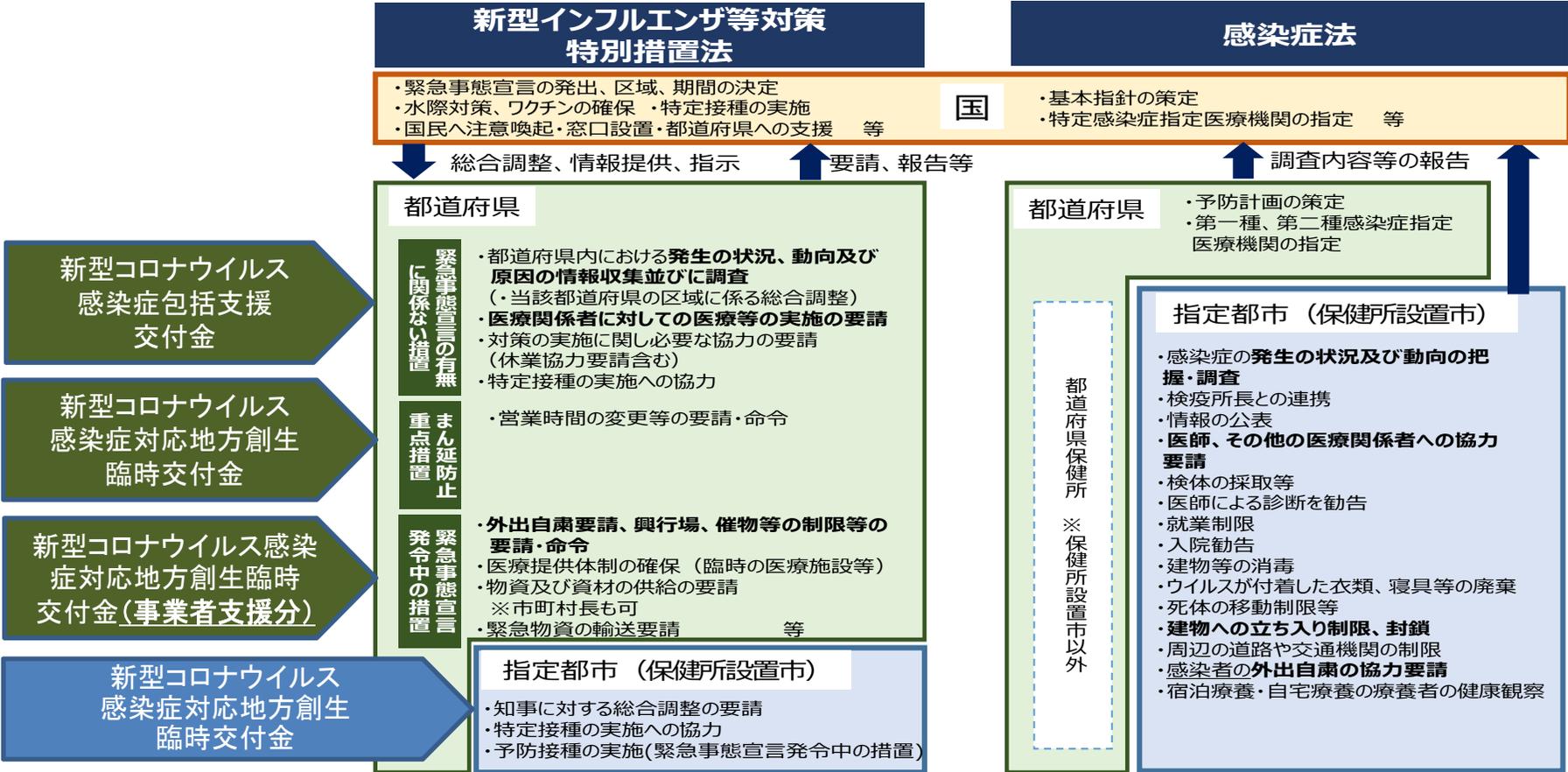


2 特別自治市制度の骨子について

(1) 市域内地方事務の全てを処理することについて

ア 県の「総合調整機能」への影響

新型コロナウイルス感染症対応に関する国・都道府県・指定都市の役割



神奈川県内の保健所体制

神奈川県	指定都市	中核市	その他
4	3	1	2
平塚保健福祉事務所 鎌倉保健福祉事務所 小田原保健福祉事務所 厚木保健福祉事務所 (県内27市町村を管轄)	川崎市 相模原市 横浜市	横須賀市	藤沢市 茅ヶ崎市



県内人口の**約8割**を保健所設置市で対応
中でも、指定都市の占める割合は**65%**に上る

【参考】

都道府県における保健所設置市数

0～2市：77%

3～5市：17%

6以上の市（区）を設置しているのは

東京・大阪・神奈川

※保健所数ではなく自治体数で算出

災害救助法の一部を改正する法律案の概要

災害救助の円滑かつ迅速な実施を図るため、救助実施市が自らの事務として被災者の救助を行うことを可能にする制度を創設。

1. 救助実施市の指定

内閣総理大臣は、申請に基づき、防災体制や財政状況等を勘案し、救助実施市※を指定するものとする。また、指定に際しては、内閣総理大臣はあらかじめ都道府県知事の意見を聴くものとする。

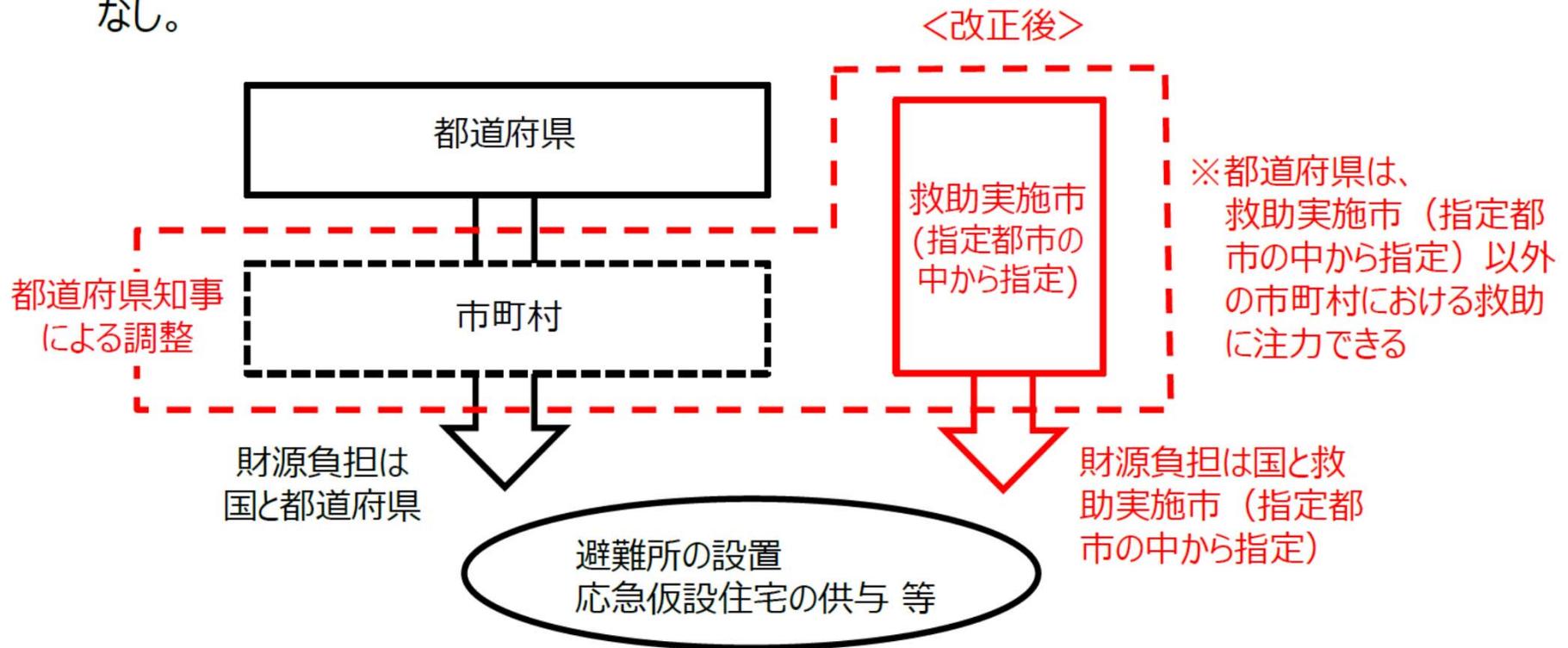
2. 都道府県による調整

都道府県知事は、救助に必要となる物資（食料や住宅資材等）の供給等が適正かつ円滑に行われるよう、救助実施市の長及び物資の生産等を業とする者その他の関係者との連絡調整を行うものとする。

3. 災害救助基金

救助実施市は、救助費用の財源に充てるため、都道府県と同様に災害救助基金を積立てておかなければならないこととする。

※ 災害対策基本法第72条第1項に定める都道府県知事の指示権等について、変更はなし。



出典：内閣府の救助実施市指定基準検討会議(第1回)を基に作成

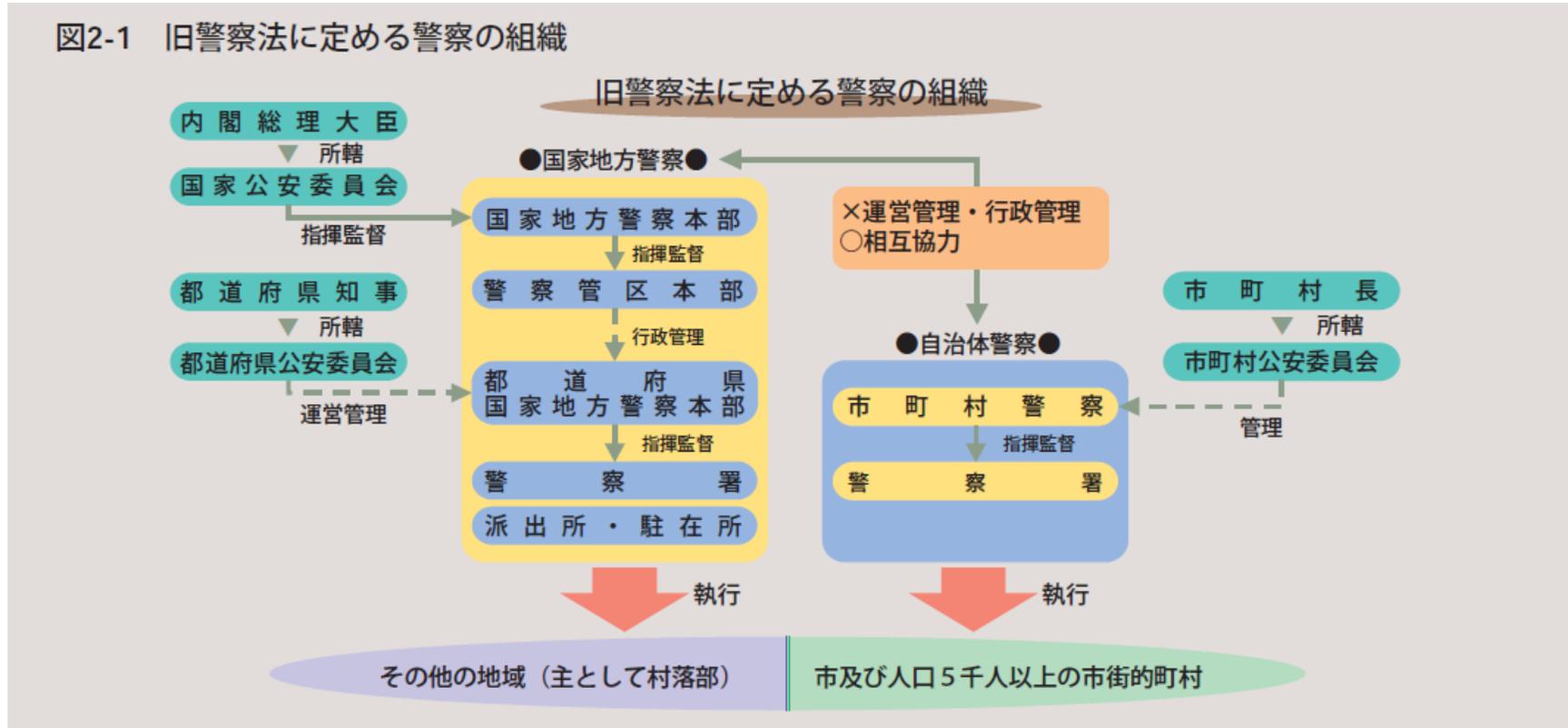
イ 警察事務

警察組織の沿革

出典：警視庁「平成16年 警察白書」、第2次横浜市大都市自治研究会第6回参考資料、北海道自治研究（2007年7月）「自治体警察の創設から廃止へ」（佐藤俊一）等を基に作成

年	月	出来事	詳細
昭和22 (1947)年	12	旧警察法の成立	これまでの国家警察制度を改め、市町村の自治体警察を基本とした。
昭和23 (1948)年	3	旧警察法の施行	国家地方警察と市町村自治体警察(市及び人口5,000人以上の市街的町村に設置)の二本立て。
昭和26 (1951)年	6	旧警察法改正法成立	人口5,000人以上の市街的町村の自治体警察は、住民投票により放棄可能に。9月末までに1024自治体警察が返上され国家地方警察に編入、290自治体警察に。
昭和28 (1953)年	10	地方制度調査会答申	警察の単位は都道府県を基本的単位とし、大都市には例外として市警察を設けるべきことと示される。
昭和29 (1954)年	6	新警察法(現行の警察法)成立	自治体警察と国家地方警察を都道府県警察に統合(ただし五大市警察は除く)。
昭和30 (1955)年	6	五大市警察が都道府県警察に統合	<p>【公安委員会制度】 都、道、府及び指定県では5人の非常勤の委員によって組織されており、委員は都道府県知事が都道府県議会の同意を得て任命する。ただし、道、府及び指定県の場合は、委員のうち2人の任命は当該県道、府及び県が包括する指定市の市長がその市議会の同意を得て推薦した者について行う。</p> <p>【市警察部】 警察法第52条 指定市の区域内における道府県警察本部の事務を分掌させるため、当該指定市の区域に市警察部を置く。</p>

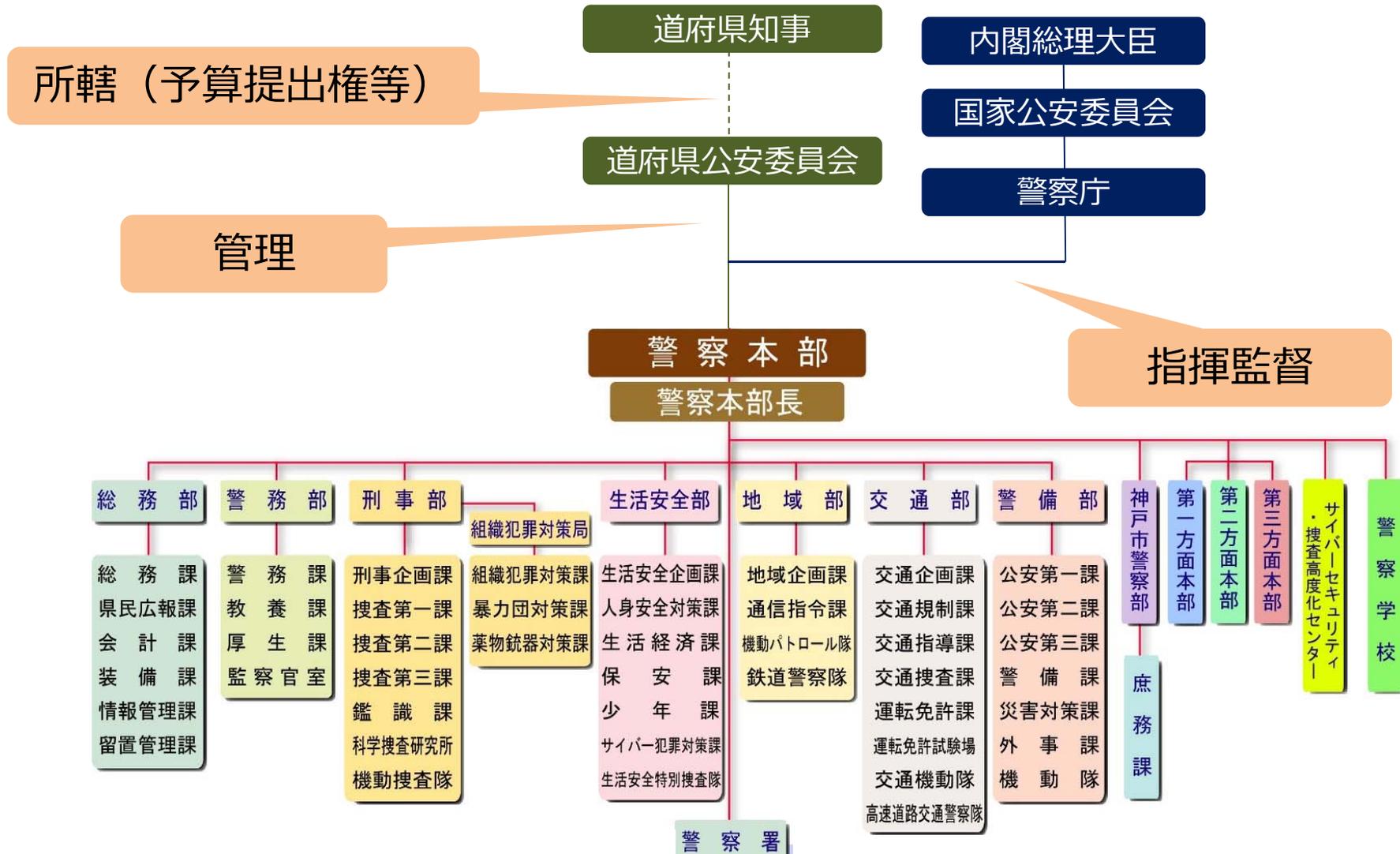
旧警察法に定める警察の組織



出典：警視庁「平成16年 警察白書」

(参考)道府県警察組織と知事、警察庁との関係

出典：指定都市市長会 第2回「多様な大都市制度実現プロジェクト」資料(R3.3.24)



出典：警察白書、兵庫県警察ホームページより作成

(参考)道府県警察本部の組織と業務の分類

出典：指定都市市長会 第2回「多様な
大都市制度実現プロジェクト」
資料(R3.3.24)

部	課	地域・指定都市に近い業務	中間的業務・グレーゾーン	広域対応が必要な業務
総務部	総務課、広報課、会計課、 装備課など	犯罪被害者の心のケア	庶務、情報システム、広報、会計、 音楽隊、車両等装備、財産管理	
警務部	警務課、教養課、厚生課、 監察官室など		職員の人事・給与・福利厚生・監 察・表彰・懲戒、教養	
刑事部	捜査一課、鑑識課、機動 捜査隊など		殺人等凶悪犯罪、詐欺等知能犯罪、 窃盗犯罪、暴力団関係、鑑識	凶悪犯罪捜査、他都道府県警と の捜査共助
生活安全部	生活安全課、人身安全対 策課、保安課、少年課、 サイバー犯罪捜査課など	防犯啓発・見回り活動、地域団体等 との連携、DV・ストーカー被害防 止、消費者被害防止、保健衛生犯罪、 経済事犯、環境事犯	児童買春、青少年事件への対応	サイバー犯罪の取締り
地域部	地域企画課、通信司令課、 機動パトロール隊など	交番・駐在所等の管理、地域警察の 指導	110番受理・司令等警察通信指令、 自動車警ら	鉄道警察、水上警察
交通部	規制課、指導課、運転免 許課、交通機動隊など	交通安全教室、道路新設改良の協議、 信号機・標識等設置、制限外積載等 の許可	交通違反取締り、交通鑑識、運転 免許	交通事故事件の捜査、暴走族対 策
警備部	公安課、警備課、災害対 策課、機動隊		事故時の救出・救護活動	要人警護、治安維持、テロ等犯 罪捜査、大規模緊急災害対応
市警察部		指定都市その他関係機関との連絡調 整		
方面本部				警察本部と警察署または警察署 間の連絡調整
サイバーセ キュリティ 本部				サイバーセキュリティ対策人材 育成、取締りのための支援・調 査研究
警察学校				新任者等に対する教養訓練

ウ 県有施設

横浜市内の主な県民利用施設

公文書館	スポーツ会館
県立音楽堂	武道館
県民ホール神奈川芸術劇場	県立図書館
県民ホール本館	金沢文庫
神奈川近代文学館	歴史博物館
かながわアートホール	三ッ池公園
かながわ県民センター	保土ヶ谷公園
地球市民かながわプラザ	四季の森公園
青少年センター	境川遊水地公園
かながわ労働プラザ	

出典：神奈川県ホームページ「県公共施設の見える化～維持修繕コストの現状と将来推計～」(平成25年8月)を基に作成(条例に基づく施設)

地方自治法

(公の施設の区域外設置及び他の団体の公の施設の利用)

第二百四十四条の三 普通地方公共団体は、その区域外においても、また、関係普通地方公共団体との協議により、公の施設を設けることができる。

2 普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体との協議により、当該他の普通地方公共団体の公の施設を自己の住民の利用に供させることができる。

3 前二項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

その他の横浜市内県有施設

施設区分	施設数	例
庁舎系施設	16	県庁、県税事務所等
試験研究施設	1	産業技術センター計量検定所
社会福祉施設等	4	ライトセンター、精神保健福祉センター等
県営住宅	52	浦島ヶ丘団地など団地、ハイツ等
学校	58	県立高等学校、専門学校等
警察署等	264	警察署、交番等
その他施設	4	倉庫等

出典：神奈川県ホームページ「県公共施設の見える化～維持修繕コストの現状と将来推計～」(平成25年8月)を基に作成

(2) 市域内地方税の全てを賦課徴収することについて

ア 県の「財源の再配分機能」への影響

イ 県との間での財政調整

○ 神奈川県内における県税額の市町村別構成比と人口構成比（横浜市内）

	県税構成比(%)	人口構成比(%)	構成比差引(%)
昭和25年度	49.19	38.24	10.95
昭和30年度	46.24	39.17	7.07
平成元年度	40.18	40.35	-0.17
平成20年度	42.67	40.77	1.90
平成21年度	44.56	40.77	3.79
平成22年度	43.98	40.77	3.21
平成23年度	44.07	40.75	3.32
平成24年度	43.86	40.75	3.11
平成25年度	43.48	40.77	2.71
平成26年度	43.95	40.77	3.18
平成27年度	43.14	40.81	2.33
平成28年度	43.40	40.78	2.62
平成29年度	42.56	40.75	1.81
平成30年度	40.91	40.74	0.17

出典：神奈川県「県税統計書」、
国勢調査人口（神奈川県「人口統計調査」）を基に作成

○ 全国市町村財政力指数の都道府県別平均

	都道府県名	財政力指数		都道府県名	財政力指数		都道府県名	財政力指数
1	愛知県	0.96	17	山梨県	0.56	33	大分県	0.40
2	神奈川県	0.92	18	京都府	0.55	34	長崎県	0.39
3	埼玉県	0.79	19	香川県	0.55	35	宮崎県	0.38
4	静岡県	0.79	20	宮城県	0.54	36	沖縄県	0.38
5	東京都	0.76	21	広島県	0.54	37	熊本県	0.37
6	栃木県	0.74	22	福岡県	0.54	38	岩手県	0.36
7	大阪府	0.73	23	山口県	0.52	39	山形県	0.36
8	千葉県	0.72	24	石川県	0.51	40	和歌山県	0.36
9	滋賀県	0.71	25	佐賀県	0.51	41	青森県	0.34
10	茨城県	0.70	26	新潟県	0.50	42	鳥取県	0.33
11	群馬県	0.61	27	福島県	0.47	43	秋田県	0.30
12	兵庫県	0.61	28	愛媛県	0.44	44	鹿児島県	0.29
13	福井県	0.60	29	岡山県	0.43	45	北海道	0.27
14	岐阜県	0.59	30	徳島県	0.41	46	高知県	0.26
15	三重県	0.59	31	長野県	0.40	47	島根県	0.25
16	富山県	0.57	32	奈良県	0.40		全国市町村平均	0.51

出典：総務省「平成30年度 地方公共団体の主要財政力指数一覧」を基に作成

○ 神奈川県内市町村財政力指数

	市町村名	財政力指数		市町村名	財政力指数		市町村名	財政力指数
1	箱根町	1.42	12	横浜市	0.97	23	葉山町	0.90
2	厚木市	1.21	13	平塚市	0.97	24	逗子市	0.87
3	鎌倉市	1.08	14	小田原市	0.97	25	大磯町	0.87
4	寒川町	1.06	15	大和市	0.97	26	大井町	0.84
5	藤沢市	1.05	16	茅ヶ崎市	0.95	27	横須賀市	0.82
6	海老名市	1.03	17	綾瀬市	0.93	28	二宮町	0.77
7	川崎市	1.01	18	開成町	0.92	29	湯河原町	0.72
8	中井町	1.01	19	南足柄市	0.91	30	松田町	0.65
9	愛川町	1.00	20	相模原市	0.90	31	三浦市	0.62
10	伊勢原市	0.98	21	秦野市	0.90	32	山北町	0.60
11	清川村	0.98	22	座間市	0.90	33	真鶴町	0.48

出典：総務省「平成30年度 地方公共団体の主要財政力指数一覧」を基に作成

(3) その他

ア 広域連携

広域連携の仕組みと運用について

共同処理制度

制度の概要

運用状況(H30.7.1現在)

法人の設立を要しない簡便な仕組み

連携協約

地方公共団体が、連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定めるための制度。

○締結件数:319件
○連携中枢都市圏の形成に係る連携協約:240件(75.2%)、その他:79件(24.8%)

協議会

地方公共団体が、共同して管理執行、連絡調整、計画作成を行うための制度。

○設置件数:211件
○主な事務:消防41件(19.4%)、広域行政計画等27件(12.8%)、救急25件(11.9%)

機関等の共同設置

地方公共団体の委員会又は委員、行政機関、長の内部組織等を複数の地方公共団体が共同で設置する制度。

○設置件数:445件
○主な事務:介護区分認定審査127件(28.5%)、公平委員会114件(25.6%)、障害区分認定審査106件(23.8%)

事務の委託

地方公共団体の事務の一部の管理・執行を他の地方公共団体に委ねる制度。

○委託件数:6,628件
○主な事務:住民票の写し等の交付1,402件(21.2%)、公平委員会1,180件(17.8%)、競艇861件(13.0%)

事務の代替執行

地方公共団体の事務の一部の管理・執行を当該地方公共団体の名において他の地方公共団体に行わせる制度。

○代替執行件数:3件
○下水道に関する事務:1件、簡易水道に関する事務1件、公害防止に関する事務:1件

別法人の設立を要する仕組み

一部事務組合

地方公共団体が、その事務の一部を共同して処理するために設ける特別地方公共団体。

○設置件数:1,466件
○主な事務:ごみ処理400件(27.3%)、し尿処理326件(22.2%)、救急268件(18.3%)、消防268件(18.3%)

広域連合

地方公共団体が、広域にわたり処理することが適当であると認められる事務を処理するために設ける特別地方公共団体。国又は都道府県から直接に権限や事務の移譲を受けることができる。

○設置件数:116件
○主な事務:後期高齢者医療51件(44.0%)、介護区分認定審査46件(39.7%)、障害区分認定審査31件(26.7%)

- (注1) 法人の設立については、特別地方公共団体の新設に係るものであり、総務大臣又は都道府県知事の許可を要するものとされている。
- (注2) 地方開発事業団、役場事務組合及び全部事務組合については、地方自治法の一部を改正する法律(平成23年法律第35号)により廃止。なお、同改正法の施行時(平成23年8月1日)に現に設けられている地方開発事業団(青森県新産業都市建設事業団)については、なお従前の例によることとされている。
- (注3) 協議会、機関等の共同設置、一部事務組合、広域連合の事務件数については、複数の事務を行っている場合は事務ごとに件数を計上しているため設置件数と一致しない場合がある。

出典：総務省ホームページ「共同処理制度の概要」

イ 住民自治

1 横浜市区役所事務分掌条例

平成28年2月25日
条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条例(昭和34年3月横浜市条例第1号)第3条に規定する区 の事務所(以下「区役所」という。)の役割を明らかにするとともに、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の20第2項の規定に基づく区役所の事務分掌その他必要な事項を定めるものとする。

(区役所の役割)

第2条 区役所は、次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 住民に身近な行政サービスを提供すること。
- (2) 区の地域における協働を総合的に支援すること。
- (3) 区の地域における課題及び要望を把握し、並びに市政に関する情報を提供すること。
- (4) 区の地域の特性に応じた行政運営を推進すること。
- (5) 区の区域内において横浜市が行う事務事業について必要な総合調整を行い、区における総合行政の推進を図ること。

(区役所の事務分掌)

第3条 区役所の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 区の行政運営に係る企画及び総合調整に関する事項
- (2) 区における地域の振興に関する事項
- (3) 区における戸籍及び住民基本台帳に関する事項
- (4) 区における社会福祉、保健及び衛生に関する事項
- (5) 区における住民の安全に資するまちづくりに関する事項
- (6) その他区における住民に身近な行政サービスに関する事項

2 区役所の組織の事務分掌については、規則で定める。

(区長の意見陳述等)

第4条 区長は、当該区の地域における課題を解決し、又は要望に対応するため必要があると認めるときは、関係する局長(横浜市事務分掌条例(昭和26年10月横浜市条例第44号)第1条に掲げる統括本部及び局、消防局、水道局、交通局並びに医療局病院経営本部の長並びに教育長をいう。)と協議を行うものとする。

2 市長は、前項の協議に関し、必要と認めるものについて、区長が当該予算、制度等に関する意見を述べる機会を設けるものとする。

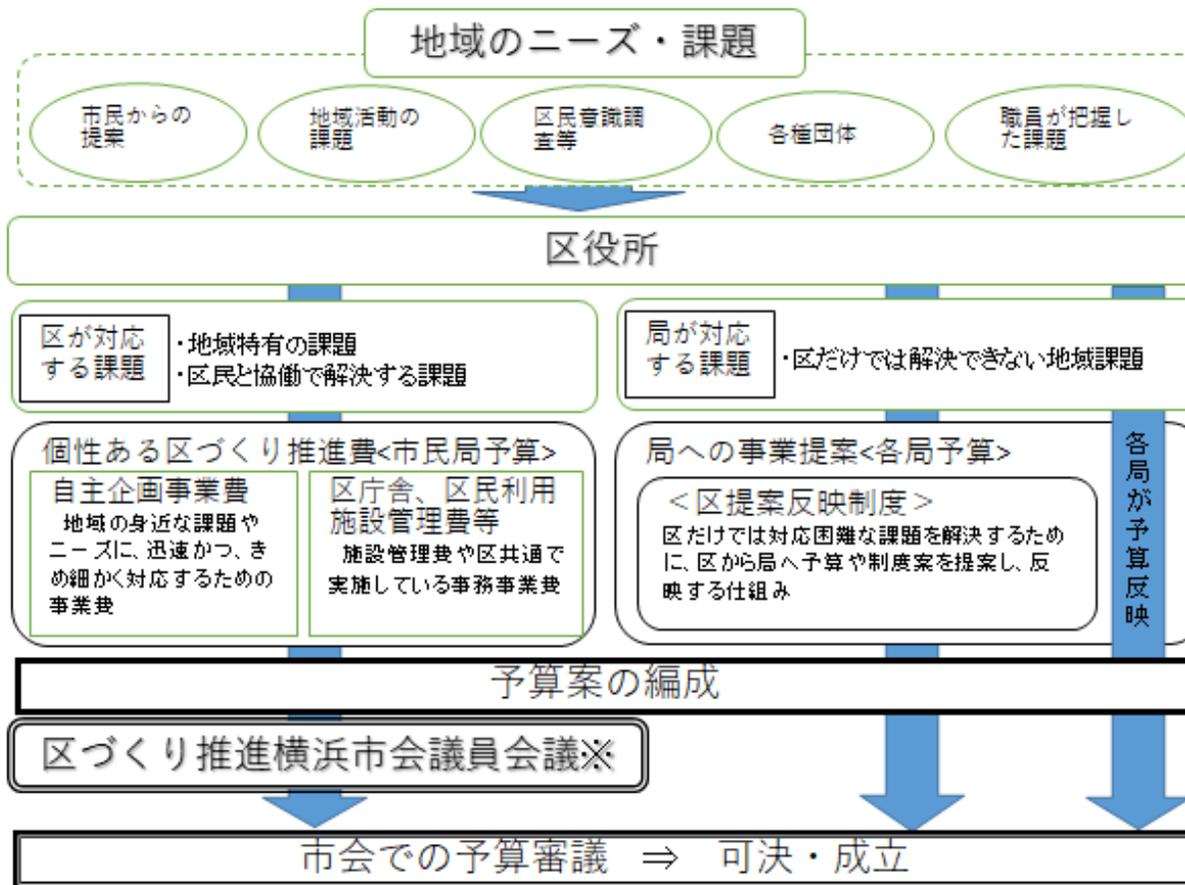
(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

2 地域課題解決のための区関係予算の仕組み



○区づくり推進横浜市議員会議

横浜市議会基本条例に設置規定された議長召集の会議

区と各区選出議員が個性ある区づくり推進費及び必要に応じ区の主要事業について協議する場

○6月頃

- ・当該年度執行計画

○9月頃

- ・前年度執行実績
- ・当該年度執行状況
- ・次年度予算編成の考え方

○2月頃

- ・次年度予算案の概要

○横浜市議会基本条例(平成26年3月5日条例第16号)抜粋

(区行政との関わり)

第22条 議会は、区ごとに、当該区において選出された議員により構成される区づくり推進横浜市議会議員会議を設置する。

2 区づくり推進横浜市議員会議は、個性ある区づくりの推進に係る予算の編成及び執行並びに当該区の主要事業について協議するものとする。

3 常任委員会及び特別委員会は、議案等の審査又はその部門に属する事務に関する調査において必要があると認めるときは、関係する区長の出席を求めることができるものとする。

4 議会は、必要があると認めるときは、区行政について具体的かつ個別的に検討する場を設置するものとする。

○区づくり推進横浜市議員会議運営要領(制定 平成6年5月25日 最近改正 平成25年8月9日)抜粋

5 説明員

区長及び区局関係職員とする。

6 開催内容及び開催時期

開催内容及び開催時期は、次のとおりとする。

(1) 個性ある区づくり推進費の翌年度予算案に関して、予算特別委員会の審査日程を考慮して開催する。

(2) 個性ある区づくり推進費の当該年度執行計画等に関して、6月頃開催する。

(3) 個性ある区づくり推進費の前年度実績と当該年度の執行状況及び翌年度予算編成の考え方に
関して、決算特別委員会の審査日程を考慮して開催する。

(4) 局が行う事業及び区配事業を含む区の主要事業に関しては、上記開催時に必要に応じて適宜
協議する

ウ 住民投票等の移行手続

指定都市市長会「第4回 多様な大都市制度実現プロジェクト」(R3.7.5)資料抜粋

	手法案	参考法令	発意の主体	意思決定の方法①(議会)	意思決定の方法②(住民投票)	課題
案①	関係団体からの申請に基づき、内閣が国会の承認を経て定める	・地方自治法第6条の2 (H16年施行)	道府県と指定都市の共同申請	市議会・道府県議会の議決 国会の承認	市民目線では市の区域は変わらず、新たな住民負担も発生しない。また住民代表である市議会及び道府県議会の同意を経ることを踏まえる必要がある。	・地方自治法第6条の2は都道府県合併に関する規定であり、特別自治市移行への適用の可否
案②	大都市地域における特別区の設置に関する法律を参考に別に移行手続法を定める	・大都市地域における特別区の設置に関する法律 (H25年法施行)	道府県と指定都市の共同申請	市議会・道府県議会の議決	一方で、自治体のあり方は当該自治体市民への社会経済的な影響が大きい事項であり、市民が直接意思表示できる仕組みを制度として組み込むことも検討すべきではないか。	・地方自治法第6条との整理